

第5章 協働と参画による都市計画マスターplanの実現

第1節 3つの重点的な取り組みの方針	80
第2節 協働と参画によるわがまち空間づくりの推進	…	81
第3節 わかりやすい都市計画	84
第4節 検証・評価と反映	85



第1節 3つの重点的な取り組みの方針

めざす2025年（平成37年）の都市空間を実現するためには、きめ細やかな土地利用の誘導、選択と集中による都市計画道路の整備、震災の経験をふまえた密集市街地の再生の3つの取り組みを重点的に進める必要があります。

そこで、これらの取り組みを、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、協働と参画により進めていくための方針として、①土地利用誘導方針、②都市計画道路整備方針、③密集市街地再生方針を策定します。そして、これらの方針に基づき、具体的な施策や事業を実施します。

① 土地利用誘導方針

地域の様々な土地利用上の課題の発生を未然に防止し、計画的なまちづくりを進めるためには、区域区分（線引き）や用途地域といった土地利用上の基本ルールに加え、特別用途地区や地区計画など、きめ細やかに土地利用を誘導できる制度を積極的に活用して、土地利用を適正に誘導していく必要があります。そこで、社会経済情勢の変化に対応しながら、無秩序な市街化を防止し、適正な土地利用の規制誘導をはかるため、「土地利用誘導方針」を策定します。

この方針では、土地利用の規制・誘導に関する基本方針と、土地利用計画制度の総合的な運用方針を、市民や事業者のみなさんに体系的に明示することにより、都市の将来像の実現に取り組みます。また、この方針に基づき新たな施策を展開します。

② 都市計画道路整備方針

神戸市内の幹線道路のうち、都市計画決定している路線の約8割は整備が完了しています。しかし、約98kmが未着手であり、そのうち約7割が都市計画決定後50年以上経過しています。そこで、都市計画道路を選択と集中により今まで以上に効率的・効果的に整備していくため、「都市計画道路整備方針」を策定します。

この方針では、都市の骨格となる「主要幹線道路」と、地域のまちの課題改善に必要な「生活幹線道路」に分け、それぞれの整備の進め方を示します。

「主要幹線道路」に位置づけた区間については、区間ごとの道路機能の面から計画内容を見直し、線形や幅員、車線数などの変更が必要となる区間については都市計画の手続きを行い、整備を進めます。

「主要幹線道路以外の道路」については、都市計画を一旦廃止し、協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成がはかられた場合は、あらためて都市計画の手続きを行い、「生活幹線道路」に位置づけて整備を進めます。

③ 密集市街地再生方針

古い木造住宅が密集し、道路や公園が不足し、防災上の課題がある密集市街地において、住環境の整備改善を着実に進めるため、市民・事業者・行政の協働と参画の取り組みの指針となる「密集市街地再生方針」を策定します。

この方針では、①密集市街地の評価指標と対象地域の考え方、②整備目標、③施策展開の方向性を示します。

そして、密集市街地において、「燃え広がりにくいまち」をめざして、老朽木造住宅の除却促進や、建物の不燃化の促進、一定規模以上の空地・道路の整備などに取り組むとともに、「建物が倒壊せず、避難が可能なまち」をめざして、建物の耐震化の促進や、幅員4m未満の狭い道路の確実な拡幅整備などに取り組みます。

第2節 協働と参画によるわがまち空間づくりの推進

日常生活においてわがまちと認識できる身近な範囲の都市空間における、地域のみなさんによる積極的なまちづくりの取り組みが、きめ細やかな質の高い都市空間をつくりあげていくことにつながります。

市では、地域の特性を活かして、わがまちの魅力を磨き、新たな活力を生み出すため、協働と参画によるわがまち空間づくりを推進します。特に、防災面などの課題が大きい地域から順に働きかけを行っていきます。

(1) 地域の魅力や課題の共有

わがまち空間づくりを進めるためには、まず、地域のみなさんが、それぞれの地域の成り立ちや魅力、課題を共有する必要があります。

そのきっかけとして、現在のそれぞれの地域における課題や改善の方向性、事例などを、「地域カルテ」として、市がわかりやすく情報提供します。

(2) わがまち空間構想の作成

地域カルテをふまえて、地域のみなさんが参画するまちづくり協議会において、質の高い「わがまち空間」をつくるための構想を考えいただきます。

わがまちの将来像と、その実現に向けた具体的な取り組みの方針を、わがまち空間づくりの4つの大きな視点をふまえてまとめるものが、「わがまち空間構想」です。地域のみなさんの大多数の支持が得られる構想となるよう、合意形成を進めます。

この「わがまち空間構想」は、まちづくり条例に基づく「まちづくり提案」として策定することができます。市は、提案された「わがまち空間構想」に配慮し、協働と参画によるわがまち空間づくりの取り組みを着実に推進します。

わがまち空間づくりの4つの大きな視点

視点① 暮らしやすさ………人にやさしい住環境・交通環境を形成し、誰もが暮らしやすく、安全で安心して生活できるわがまち

視点② まちの活力………人・物・情報の交流・融合を促進して、活力を創造し、働く場やにぎわいのあるわがまち

視点③ 環境との共生………良好な緑・水環境を保全・育成・活用し、低炭素都市の実現に向けて、環境にやさしく自然と共生するわがまち

視点④ まちのデザイン………神戸らしさである多彩で魅力的な個性や資源を活かし、デザインの視点で磨かれた魅力あるわがまち

(3) わがまち空間づくりの推進

「わがまち空間構想」に基づいて、「ルールづくり」、「ものづくり」、「魅力を磨く取り組み」を推進します。

① ルールづくり

わがまちの将来像の実現に向けて、あらかじめルールを定め、建物が建て替わる時などにそのルールを守ることで、魅力的なまちなみや、良好な住環境を守り、育てていきます。

ルールには、その目的に応じて、地区計画、まちづくり協定、建築協定、景観計画、景観形成市民協定、近隣住環境計画などがあります。

② ものづくり

道路や公園の整備、建物の共同建替の促進などの事業を通じて、安全で快適なまちづくりを進めます。

③ 魅力を磨く取り組み

緑化・美化活動、防災・防犯活動、福祉活動など様々なテーマについて、地域のみなさんが連携して取り組むことで、魅力あるまちづくりを進めます。

(4) わがまち空間計画の策定

都市計画マスタープランの定期的な（概ね5年ごと）検証・評価と反映にあわせて、地域から提案されたわがまち空間構想をもとに、地域ごとの都市計画（地区計画や生活幹線道路など）の方針となる「わがまち空間計画」を策定し、順次、都市計画マスタープランに追加します。

(5) まちづくり活動の支援

市では、まちづくりの段階に応じて、地域の自主的な活動を支援します。

① まちづくり助成

地域の課題整理や目標づくり、合意形成などを進めるため、まちづくり協議会に対し、アンケートやニュース発行などの活動経費の一部を助成します。

② 専門家派遣

構想づくりを進めるにあたっては、都市計画や建築に関する専門的な知識が必要となるため、コンサルタントなどの専門家を地域に派遣し、技術的な支援を行います。

③ 情報交流・学習機会の充実

まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、こうべまちづくりセンターやこうべまちづくり学校を通じて、学習や交流の機会を拡充します。

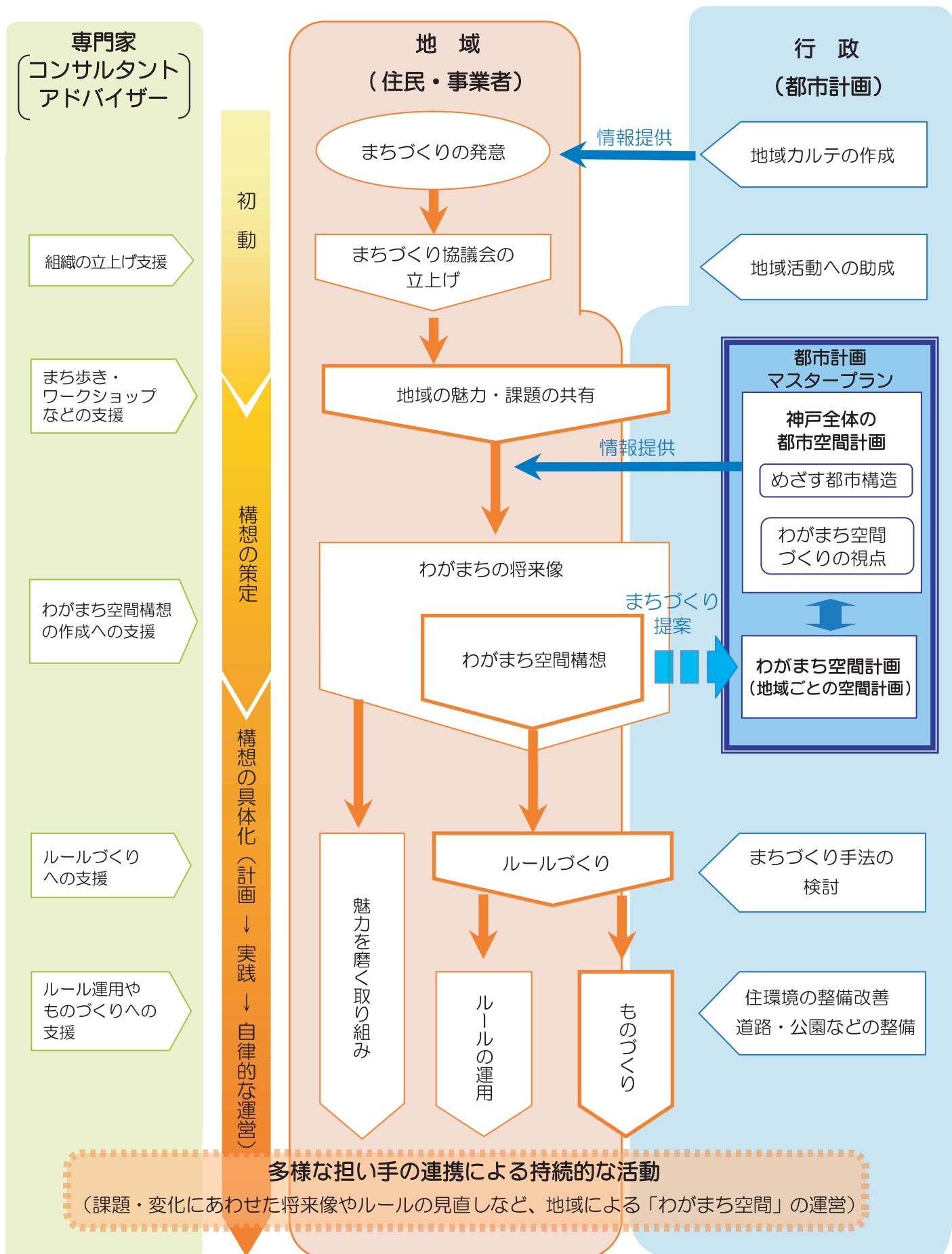
(6) 多様な担い手の連携による持続的な活動

地域の課題が多様化・複雑化していく中で、継続的に「わがまち空間」の質を高めていくためには、課題や変化にあわせたルールの見直しなど、地域の持続的な活動により、「わがまち空間」を自律的に運営していくことが求められます。そのためには、大学や専門家、NPO、社会的企業など、多様なまちづくりの担い手との連携が必要になります。

また、福祉や防災との連携や、建物の更新にあたっては地元の工務店など住まいづくりにかかる事業者との協力も必要になってきます。

このような地域にかかる様々な主体が連携できるよう、こうべまちづくりセンターにおいて、ネットワークづくりを支援します。

＜わがまち空間づくりの進め方＞



第3節 わかりやすい都市計画

都市空間づくりを市民・事業者・行政の協働と参画によりさらに進めていくためには、それぞれの主体が、都市空間の将来像や都市計画の方針、地域の課題などを共有することができるよう、行政がわかりやすく情報発信していくことが重要となります。

また、都市計画の様々な制度を活用し、まちづくりを進めていくためには、都市計画の決定手続きにおいて、透明性、公平性を確保し、説明責任を果たしていくことはもとより、市民・事業者に都市計画の制度に関する知識を深めていただけるように努めていくことも必要となります。

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するためには、都市活動の状況や動向を把握することが求められます。

そこで、わかりやすい都市計画の取り組みとして、情報の発信、開かれた手続き・運営、都市活動の状況や動向の把握を行います。

① 情報の発信

ア. 情報の共有

都市計画マスタープランや都市計画制度の内容を、市民や事業者にわかりやすくまとめます。

また、きめ細やかに地域のまちづくりを進めていくため、地域ごとに課題・資源・魅力などを、「地域カルテ」として整理するとともに、地域の特性に応じたわがまち空間づくりの進め方等の情報をガイドブックとしてわかりやすくまとめるなど、様々な情報を共有していきます。

イ. まちづくり推進のための情報提供

わかりやすくまとめた情報を広報紙、都市計画ミニニュース、インターネット、出前トーク、まちづくりの専門家やアドバイザー派遣などの多様な手段により、市民・事業者に情報提供していきます。

② 開かれた手続き・運営

都市計画は秩序ある都市空間を実現するために、市民の活動に一定の制約を加えるものであるため、その手続きは、透明で開かれたものであることが前提となります。

都市計画の決定・変更の手続きについては、都市計画案の縦覧、地区計画の素案の縦覧、必要に応じて地元説明会の開催などで周知をはかるとともに、都市計画審議会の審議を公開された場で行います。また、これらの情報についても、広報紙やインターネットなどを通じてお知らせします。

③ 都市活動の状況や動向の把握

社会経済情勢の変化に対応するために、土地利用の状況や、都市計画事業の進捗状況、地域のまちづくりの動きなどについて、定期的に調査を実施し、都市活動の状況や動向の把握に取り組みます。

第4節 検証・評価と反映

都市計画マスタープランは、目標年次を2025年（平成37年）とし、15年後の都市空間の将来像やその実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を示すものです。

しかし、人口減少・超高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢は、今後も大きく変化するものと想定されます。

そこで、社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証・評価）、Action（反映）のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

① 都市計画事業などの着実な実施

めざす都市空間やそれを支える都市構造の実現に向けて、都市計画マスタープランや、重点的な取り組みの方針である土地利用誘導方針、都市計画道路整備方針、密集市街地再生方針を指針として、関連分野の実行計画とも連携し、都市計画決定や都市計画事業などを着実に実施していきます。

② 検証・評価と反映

上位計画である神戸市基本計画などの見直しにあわせて、都市計画マスタープランも見直します。

また、都市計画マスタープランの策定後、①都市活動の状況や動向、②具体的な都市計画や事業の進捗状況、③地域のまちづくりの動きなどについて、定期的（概ね5年ごと）に検証・評価を行います。

そして、検証・評価の結果をふまえ、必要に応じて、都市計画マスタープランに反映します。

あわせて、地域から提案された「わがまち空間構想」をもとに策定した「わがまち空間計画（地域ごとの空間計画）」を、都市計画マスタープランに追加します。

<都市計画マスタープランの進行管理>

